

令和2年2月28日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

市民福祉委員会
委員長 高野 甲子雄

市民福祉委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 2月28日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、行政視察の視察先について、視察希望候補地を各委員から挙げてもらい、正副委員長及び事務局で調整することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等について、令和2年度地方税制改正について、魚沼市プレミアム付商品券事業について及び新ごみ処理施設について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

市民福祉委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第21号 魚沼市印鑑条例の一部改正について
- (2) 議案第22号 市税等の納期変更に伴う関係条例の整備について
- (3) 議案第23号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (4) 議案第24号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (5) 議案第25号 魚沼市自然環境保全条例の一部改正について
- (6) 議案第26号 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例の制定について
- (7) 議案第35号 指定管理者の指定について（在宅介護サービスセンター）

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・令和2年度行政視察について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等について
 - ・令和2年度地方税制改正について
 - ・魚沼市プレミアム付商品券事業について
 - ・新ごみ処理施設について

3 日 時 令和2年2月28日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、森島守人、森山英敏
(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、小峯市民福祉部長、中村市民福祉副部長、戸田市民課長、佐藤税務課長、横山生活環境課長、小島福祉支援課長、吉田介護福祉課長、小島福祉支援課長、生活環境課（エコプラント魚沼）井口参事、星参事

7 書 記 磯部議会事務局次長、高橋主任

8 経 過

開 会 (10 : 00)

高野委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第21号 魚沼市印鑑条例の一部改正について

高野委員長 日程第1、議案第21号 魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 本会議でご質問頂きました、意思能力を有しない者の根拠について、補足して説明させていただきます。

小峯市民福祉部長 先般の本会議で質問がありました意思能力を有しない者の定義及びその定義を条例等に定めなくて良いのか、ということについてであります。国県に問合せましたところ、意思能力を有しない者とは、一般的には幼児や泥酔者、重い精神病、認知症がある者には意思能力がないとされています。意思能力の有無ということにつきましては、問題となる意思表示や法律行為ごとに判断されるということで、法律で定義される統一的なものではなく、その法律行為ごとに判断されるべきものであるとのことでした。したがって、当該案件につきましては、令和元年11月19日付の「総務省自治行政局住民制度課長通知による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答について」によりまして、成年被後見人の印鑑登録については、一つとして法定代理人が同行すること、もう一つといたしまして、成年被後見人本人による申請、いわゆる意思表示ということなのですが、この2点が登録要件として示されております。これらを満たさない場合には意思能力を有しない者とされ、満たす場合は意思能力を有する者とみなされまして登録申請を受け付けるものとされております。また、意思能力を有しない者の定義の条例等への記載でございしますが、印鑑登録の事務については、国の印鑑登録事務処理要綱に準拠するというようになっております。今回の条例改正においても国の印鑑登録事務処理要領と同じ改正内容で記載されております。また要件は前述の総務省通知において具体的に示されておりますので条例への記載は行わず国の通知により行いたいということでございます。

高野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 今ほど補足説明をいただきました。定義の有無もありますが、この業務を行うのは窓口業務の職員なんです。その職員が窓口に来られた方の判断をどうするのか、ということが一番大切だと思うのですが、現在の条例の中では委任状を持った代理人で申請ができるということになってはいますが、そこをまず確認させてください。

戸田市民課長 現在の登録については、実際に何らかの事情で窓口にお出でになれない方につきましては、代理人の方から窓口にお越しいただき、その際になぜ本人が来られないのかという事由を確認するための疎明書と代理人選任届をお預かりします。そこで一旦お戻りいただきまして、その後に市役所から印鑑登録をするご本人宛に照会書を郵送して、本当に印鑑登録の意思があるのかどうかという確認をさせていただいています。その際に回答書も同封して、15日以内にまた回答書を持って代理人の方から窓口にお出でいただき、本登録するという流れになっております。大事な業務でありますので、あくまでも本人の意思というものを窓口にはっきりしない方についても綿密に確認を取っているところ

であります。制度が変わりましても、その部分についての変更はございません。引き続きしっかりと確認をした上で執り行う予定でございます。

関矢委員 印鑑条例の第4条にもあるのですが、疾病等がある本人が窓口に行けなくて委任状によって代理人が申請した場合、今ほどの説明では直接本人と会って確認を取るという話ではなかったのですが、書面でのやり取りだけですか。

戸田市民課長 書面でもってやり取りをしております。

関矢委員 直接職員が会わないということは、母親が認知症で印鑑登録をしたいということであれば、家族が対応すれば登録ができるのかどうか。

戸田市民課長 あくまでも印鑑登録につきましては、ご本人の意思という判断が一番大事になっておりますので、ご本人からの申請を何らかの形で書面に表れたところでの登録ということになります。

関矢委員 そうすると、やはり新旧対照表の旧にある成年被後見人制度、裁判所が認めた成年後見人でなければ、意思能力のない認知症の親などに同伴して窓口に来て申請を受け付けないということよろしいでしょうか。

戸田市民課長 登録されるご本人が、字を書ける方、書けない方いらっしゃると思いますが、印鑑登録をしたいという意思の確認ができれば、認知症であるとか障害があるとかにかかわらず登録することはできます。

関矢委員 意思を確認する、というのは窓口業務なのでそこはしっかり徹底しておかないと、同伴して来られた場合なんかは、窓口の職員が戸惑うのではないかと思うのですが、その辺しっかりと検討していただきたいと思いますがいかがですか。

戸田市民課長 これまでも印鑑登録につきましては、窓口職員の研修を行っておりますが、今回制度が改正になるということでもありますので、制度の趣旨も踏まえた上でしっかりと徹底して研修を行いたいと思います。

佐藤委員 印鑑登録をするというのは、印鑑登録証明書を使うということが目的だろうと思うわけなんです。今現在窓口で印鑑登録証明書を発行していただくときには本人確認だとか何の目的で使用するのかとか、窓口での面談中で確認が取れるんだろうと思いますが、コンビニで発行を受ける場合は、マイナンバーカードさえ持っていけばどなたでも取得できるということになります。理由を聞かれることもないし、他人のものでも取得できるということになるわけです。悪用ということではないんですが、認知症の方等の意思に反して印鑑登録証明書が使われるということを防ぐ方法も考えておかなければならないのではないかと思います。その辺についてはいかがですか。

戸田市民課長 印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で取得する場合には、市役所窓口では印鑑登録証が必要ですが、コンビニエンスストア等ではマイナンバーカードをお持ちいただければ取れる仕組みになっております。ただ、暗証番号が必要になります。マイナンバーカード自体を交付する際には、4桁の暗証番号の管理は個人でしっかりと行って下さい、という説明をした上で発行をさせていただいております。その辺の注意点については今後も引き続き市民の方にしっかりと説明を行っていきたく思っております。

佐藤委員 4桁の暗証番号を入れると取得できるということですが、当然ご家族の方であれば、だいたい普段使っている番号というのは容易に推測ができるということもあります。今、マイナンバーカードには顔写真も入っているんですが、それを機械によって来た人と同一人かどうかという確認ができる仕組みというのが、これから機械が良くなってくれば

そういうようになっていくのかもしれませんが、取扱いについてももう少しセキュリティがかかるような方法も考えていただ方が良いのではないかと思います。印鑑登録証明書の発行については、現在非常に便利で良いんですが、印鑑登録証とマイナンバーカードを一緒に持っていかなくては取得できないとか、そういう方法があっても良いのかなと思うのですがどうでしょうか。

佐藤市長　今回の条例改正については、印鑑を登録する際の話であります。既に登録してあるものについては、今ほど説明があったように暗証番号さえ分かれば証明書を発行できるという形になっていますが、ただ、登録する段階における資格について「成年被後見人」が「意思能力を有しない者」に改正をされたということを説明させていただいたということでご認識いただけるとありがたいと思います。

佐藤委員　印鑑登録証明書を使わなくてはならないという事情があつて新たに登録するということであろうと思いますので、しっかりと窓口で確認が取れる体制をお願いしたいと思います。また、認知症等は後から症状が進んで、本人の判断能力がなくなってしまうということが一番の問題だと思うんです。既に登録していた印鑑登録を状況によって効力をなくすというようなものがあれば良いんですが。一度登録した者については本人が返納するまではずっとあるんだろうと思います。その辺のことも今後考えていかなければならないと思うんですがいかがですか。

戸田市民課長　成年被後見人になった方につきましては、市に通知が届きますと職権でもって印鑑登録が廃止になります。その際、ご本人に廃止になった旨の通知も致します。佐藤委員がおっしゃられたように本人の状態が変わってきた場合というのは、今現在、市でもってそれに応じて印鑑登録を制限するということではございません。ただ、今後高齢化社会が進む中で大きな問題になると思われまますので、状況を見ながら検討をしたいと思ひます。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第21号 魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第22号 市税等の納期変更に伴う関係条例の整備について

高野委員長　日程第2、議案第22号 市税等の納期変更に伴う関係条例の整備についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よつて、議案第22号 市税等の納期変更に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第23号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について

高野委員長 日程第3、議案第23号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 今回はコンビニでの発行手数料が半額になるということですが、新庁舎移行後に高齢者で庁舎に来られない人たちについては職員が届けるというような話がありましたが、この場合の料金の改正については考えていますか。

佐藤市長 今のところ考えてはおりません。人件費がかかる分どうするのかということだろうと思うのですが、サービスの提供ということもありますし、高齢者へ寄り添う体制ということも含めて考えていきたいと思っていますので、現在のところは配達するための経費は考えておりません。

森山委員 新旧対照表51ページに「41 営業に関する証明」が新しく設けられていますが、これについて全く説明がありませんのでお聞かせ願いたいと思います。

佐藤税務課長 営業の証明ということですが、これまで所得証明等の手数料につきましては条例別表中において「前各部に掲げる手数料以外の手数料」の区分にくくられて証明を発行しておりました。今回の改正に合わせて区分を明確にするために新たに設けさせてもらったものであります。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第24号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

高野委員長 日程第4、議案第24号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 附則のところですが、「公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」という少し回りくどい表記になっているのですが、この意味合いについて聞かせてください。

佐藤市長 周知期間も含めてであります。4月を超えない範囲内で規則で定めるということで、期日をここで限定できないため規則で定めるということで、こういう表記は一般的にも使われている法令用語でありますのでご了解いただきたいと思います。

佐藤委員 4月を超えない範囲とは書いてありますが、実際にこれを適用するのはいつと考えていますか。

中村市民福祉副部長 4月1日を考えております。ただ国からの通知が遅くなりますともう

少し後になるかもしれませんが、今のところ4月1日を予定しております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第25号 魚沼市自然環境保全条例の一部改正について

高野委員長 日程第5、議案第25号 魚沼市自然環境保全条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この条例を改正することによって、今ご協力いただいている協力員は全部一旦白紙に戻して団体等を探すのか、受けてくれる団体があるところは任せて、ないところは協力員という形になるのかが少しこれでは見えませんが、その辺どういうお考えでしょうか。

小峯市民福祉部長 今まで協力いただいている協力員の方はそのままということです。そのような事業をされている団体もありますし、今は個人ですが団体が変わる場合もあるかもしれませんが、今後新規に指定する場合について団体が良いのか個人が良いのかということで相手方とも相談して決めていきたいということです。

関矢委員 協力員もそうですし、これから自治会や保全を目的として作られた団体ということなのですが、何か資格や講習を受けなくてはならないというようなことはありますか。

小峯市民福祉部長 資格等はございません。実際に今ある団体、例えばギフチョウを守る会であるとかそういった団体がありますが、そういった特化した団体についても登録できるようにする予定でおります。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市自然環境保全条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第26号 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例の制定について

高野委員長 日程第6、議案第26号 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 資料の提出をさせていただいておりますので、資料の説明をさせていただきたいと思っております。

戸田市民課長 (資料「魚沼市いじめ・差別等防止条例(案)に対する意見の内訳と市の考え方」及び「魚沼市いじめ・差別等防止条例(案)に関する緊急要請書」により説明)

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員　第10条に書かれております「相談窓口を設置するものとする」ということですが、その時間帯は24時間あるいは365日やるのか、そこのところをお聞かせください。

小峯市民福祉部長　相談窓口でございますが、現在市民相談センターでもやっておりますが、営業時間中はもちろんですが、予約をいただければ夜間でも休みの日でも対応させていただいております。

大桃委員　いじめ等については、ニュースでもいろいろと取り上げられていますが、緊急性の捉え方について、どのようなお考えでしょうか。

戸田市民課長　やはり人の命に関わるようなことが、一刻を争う、緊急を要するものという判断になろうかと思えます。そういう場合につきましては、例えば子供の案件なら関係部署から児童相談所へ通報するという流れができております。

大桃委員　第14条第3項にあります「当該市民に係る個人情報の取扱いに万全を期さなければならない」ということで、これは当たり前のことなんでしょうけれども、情報が漏れる、あるいは通報した人が周りから忠告を受けるとか、逆にいじめに遭うとかといった例があるわけですが、この通報に対する、市民に対する不利益が生じた場合の規定があるのかないのかお伺いいたします。

小峯市民福祉部長　個人情報の保護につきましては、個人情報保護法から市の条例までそれぞれ細かく規定しております。そういった個人情報の保護に関する例規に準拠した形でやりますし、特にこのいじめ、差別等に関してはプライバシーがかなり繊細な部分がありますので、事務局といたしましてもその取扱いについては当然細心の注意を払っていくつもりでおります。

大桃委員　企業及び公的機関の責務ということですが、「職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない」ということで企業に向けてうたっているわけですが、報告や通知義務というのはここでうたわないのでしょうか。

戸田市民課長　企業からにつきましては、今のところ市への通知義務はございません。

大桃委員　やはり企業に対するものというのは一番目が届かないと言いますか、企業内部でもって、言葉は悪いのですが、表に出さないという対応をしたときにやはりそういったものを盛り込まないと表に出てこないのではないかという懸念をするのですが、その辺はどのような考えをお持ちでしょうか。

小峯市民福祉部長　もちろんそういったことがあれば、ぜひ市に相談してもらいたいと思います。この条例は、できる限り相談いただきたいという指針という位置づけであると考えていただきたいと思いますということであります。

大桃委員　大人の引きこもりが今社会問題となっているわけですので、それも勘案した中で考えてもらいたい、これは企業の問題ではありますが、このような条例を策定する中で先ほどのような文言を付け加えるべきではないかなと私は考えるのですが、ひとつ検討をいただけるとありがたいと思います。答弁はいいですね。第6条の学校及び社会福祉施設の責務で、「学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、」という文言がありますが、この「学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては」というところを、例えばひ

ねくった考えを持てば、学校やあるいは社会福祉施設側からこれは自分たちで解決できるというように解釈したときに、この問題がなかなか表に出てこなかった場合になれば、その情報がそこで遮断されると解釈するのですが、この文面を見ると、この「学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあっては」というこの文章がここにはないほうが上手く事が吸い上がってくるのではないかと解釈して読ませていただいたのですが、いかがでしょうか。その部分を削って「その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、」という形にすれば、全ての問題が共有できて解決に向かうのではないかと考えたのですがいかがでしょうか。

佐藤市長 基本的にこの条例については、先ほど前段でご質疑がありましたように、個人情報にかかる部分が多くありますので、情報を共有することによって情報が拡散していくという形になりますので、そういったことがまずないということが前提でありますし、人権そのものについて市民にきちんと知らせるための条例だと思っていただければありがたいと思います。人権問題、差別をなくしていこうという市としての姿勢、市民としての姿勢、それから地域の企業あるいは団体等の意識の醸成を図っていくということが第一の目的でありますので、言葉尻を取るのではなくて情報自体をしっかりと市民に向けて発信していくということだと思っております。社会福祉協議会あるいは社会福祉施設だとか学校の中での情報を、その中でやっぱり解決をしていくことになるんだろうと思いますので、そうならなかった場合には連携を取っていくということになるかと思っております。そこに制限をしていかないと全てのところに波及してくるという形になりますので、そうならないような仕組みづくりをこの条例ではやっていくということでご理解いただければありがたいと思います。

大桃委員 おっしゃることはよく分かるし、その通りだと思うのですが、今社会でいろいろとニュースになったり事件が起きたりすると、事の発端がこういうところに抜け道と言いますか、網をくぐってという部分が頻繁に表沙汰になるものですから、この条例を策定するにあたっては、そういうところも、執行部できちんと押さえて、二の手、三の手を考えておいていただけたらなと感じております。以上、答弁はおりません。

関矢委員 相談窓口は、現在市民相談センターにあるということなんですが、今後は市民サービスコーナーにも設置する考えはありますか。

戸田市民課長 新しくできます市民サービスコーナーにおきましても、相談業務は行う予定でおります。

佐藤市長 新庁舎には外部から遮断ができる相談室を設けますが、市民サービスコーナーにはそのようなところがないので、窓口での対応になると今のような情報が漏れる可能性もあるわけですので、その辺は注意しながら対応させていただければと思います。

佐藤委員 この条例全体を通しての文言についてなんですが、いじめや差別をなくしていこうという考え方の中でこの条例を作られているという、この「防止」というのは、いじめをする人から守るだとか、止めさせるだとか受動的な受け止めになってくるのかなと私は考えます。この条文の中、随所に「防止」という言葉が出てくるのですが、これをやはり「なくして」、だとか「なくする」という言い回しに変えたほうが良いのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

佐藤市長 この「いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」の前段にありますように、この地域からいじめ・差別をなくしていこうということが目的でありますので、そういった文

言になってくるというわけであります。この前段が大きく方向性を示しているものでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

佐藤委員 いじめや差別を防止する審議会といったような組織の設置はこの条例ではうたわれていないようですが、その辺についてはいかがでしょうか。

佐藤市長 今のところ必要性はないというように考えております。防止を目的とするということでその規定は設けていないというようにご理解いただきたいと思ひます。この地域からいじめ・差別、人権にかかる全てのものについて排除していきこうと、差別のない地域社会をつくらうということが目的でありますので、審議会というのは必要ないと考えておりますが、そういった事態になった場合はそのときにまた考える必要があると思ひます。ただ条例に明記する必要はないと思ひております。

佐藤委員 市全体でいじめ・差別がない社会を目指していきこうという考え方で条例を制定されるわけですが、やはりそれぞれの、学校だとか他にも波及するような問題についてはそれなりに相談するルートというのを作っていくということなんですが、そこで何でもできるというわけではないと思ひますが、その辺のフローのようなものを要綱等で考えていく必要があると思ひますがいかがでしょうか。

佐藤市長 いろいろな法律の中で対策を講じている部分を、市としてしっかりと受け止めていじめ・差別、人権に関わる問題をなくそうということでありますので、それぞれの法律の下でしっかりと取り組むということがまず原則であると思ひます。その中で魚沼市として意思表示をしっかりとすることによって市民に発信ができると考えておりますので、この条例自体が持つ意味というのはそういうところにあると感じております。

佐藤委員 個人情報保護の中で、当然市が知り得た情報については外には出ないようにと万全を期すと思ひますが、こういったいじめだとか差別というのは、やる人がいてやられる人がいて、要は市の箱の中の外で行われるものだということで、その辺の情報が回り回って出てくるという、そういったことを市民の意識だけで守られるのかということが非常に心配なのですが、もう一つ、通報した方の情報が秘密にされるのか非常に心配なのですが、その辺についてはどのように捉えていますでしょうか。

小峯市民福祉部長 当然、通報された方についてもプライバシーがございますので、被害者と同じく個人情報の管理はきっちりとやっていかななくてはいけないと考えております。

佐藤委員 人の口に戸は立てられない、というようなことわざもありますが、やはりいじめられる方、いじめる方がいて学校の中では当然同級生も見ていますし、それを父兄が知って、また外に漏れるということも当然あるわけですね。教育の現場でその辺のことについてどのように取り扱っていくのか、今、教育委員会の方はいらっしゃらないのですが、市としてどのように指導していきこうと考えているかをお聞きしたいと思ひます。

佐藤市長 いじめをする側される側、虐待をする側される側、あるいは差別をする側される側ということになるわけですが、する側も自ら情報を発信する人もいて、そういったことからすれば、する側される側両方から情報が出る可能性はあるわけですね。ただそこを我々がこの条例に基づいて、そうなったときにはこうだよということではいけないといけませんし、そうならないような仕組みづくりを地域でしていくということが一つの目的でありますので、個人情報云々よりもそういったことにならない仕組みづくりが必要だということで、宣言もしながらこういう条例も策定して抑止力なるということを考えているわけであります。そういったことを市全体で取り組もうという姿勢の表れだと感じて

いただければありがたいと思います。

佐藤委員 ネット社会でのいじめ、ネット上の書き込みだとか、メール等での拡散だとかそういう部分でのいじめが話題になっています。こういったものを監視するということが難しいんだと思います。こういったものの扱いを条例の中に入れるのか、ないようであれば要綱等で考えていくことが私は必要だと思うのですがいかがでしょうか。

小峯市民福祉部長 市民の皆さん、もちろん学校の児童生徒も含めて、この条例を周知することによって、そういうことはいけないことなんだよ、ということを知ることによってモラルのアップを図っていくしかないのではないかと考えております。事あるごとに広報等や学校を通じて対応していきたいと考えておりますが、そういった周知をすることでモラルの向上に努めていきたいということでございます。

森山委員 市民の責務という部分で、「法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない」とあるのですが、市民が関係法令に基づき通告しろと言われても、一般的には理解されないのですが、ここまで市民に求める必要があるのか疑問ですが、どのような考えがあつてこれを入れたのかお聞かせ願いたいと思います。

戸田市民課長 例えば、高齢者虐待防止法ですとか児童虐待に関する法律ですとかそれぞれの大きな法律の中で通告については書いてあります。確かに、この条例ではそこまで細かく記載はしていませんがそれぞれの法律によって、ということでもあります。やはり条例はどうしても固い文にはなってしまうかと思ひます。ですので、これは大前提にはなりますが市民の方へはこれをまたかみ砕いたような表現で周知する方向で広報啓発活動に努めたいと考えております。

森山委員 条例なので多少固い文章になった、ということは、市民は学校又は関係機関に情報を提供すれば、関係法令まではそれほど考えなくて良いということに理解してよろしいでしょうか。

佐藤市長 10あまりの法律の下で動くわけでありますが、その中にはここに書いてあるように通報の義務があるものとないものがあるわけですね。関係法令に基づき通報しなくてはならないというのは法律要件でもあるということも含めて、そういった義務もありますよ、ということを知らしめておく必要があるということでもあります。今、課長からも話がありました、周知をするときには、こういった事例のときにはこういう通報が必要ですよ、といったことを知らしめないで市民にはなかなか分からないと思ひますけれども、法律要件にあるものについて条例化していくということでもあります。

高野委員長 委員長を交代します。

大桃副委員長 引き続き質疑を行います。

高野委員 前回の委員会でこの条例の策定にあたって、まずひとつは基本条例という形になるということと、いじめ・差別等は絶対に許さないという条例にしたい、ということがありましたので、やはりここはしっかりとした条例にしたいと私は考えました。そういうことで、これについては非常にデリケートな課題になるかと思ひますので、やっぱり、専門的な第三者機関の審議会を設置しなくてはならないのではないかと考えます。もう一点は、審議会の設置の根拠として、いじめ・差別等は絶対に許さないという行政の強い思いはやはり市民全体が共有することから、しっかりとした軸のある条例にするために、専門的な第三者機関での設置が最低限必要だと思ひます。再度市長の考えを

お聞かせください。

佐藤市長 魚沼市としては、人権に関することにはしっかりと取り組んでいこうという姿勢はこの条例で分かると思いますし、人権宣言もしていこうということでありますので、市民にきちんと人権について意識をしていただいて、いじめ・差別をなくしていこうという取組をしていきたいと思っておりますので、条例化をしていくということでもあります。ただ、審議会とかそういった部分についてはまた別問題でありますので、市民にまず啓発活動をしていくということがまず前提になろうかと思えます。今でも、人権団体や人権活動をしている中学校あるいは、人権団体との対話をさせていただいておりますが、そういった中でしっかりと取組みをさせていただくということもひとつの取組だと思っておりますので、組織的なものをつくる予定というのは今のところございませんので、これから将来にわたってはどうか分かりませんが、しっかりと取組みをしていくという状況であります。

高野委員 地方自治法の138条4の3項にもありますが、いわゆる各自治体が設置することができるという項目もありますので、この辺についてはぜひご検討いただきたいと思えます。

大桃副委員長 委員長を交代します。

高野委員長 引き続き質疑を行います。

森島委員 先ほどの審議会については、資料7ページに市の考え方が載っておりますし、先ほどの市長の答弁のようにぜひお願いをしたいと思います。私はただ一点、この条例の可決後は、ぜひとも市をあげて市民に周知をしていただいて、こういうことで魚沼市は防止をするんだということを広く周知して、毎年市民に何かしらの啓発あるいは行動をとっていただきたい。こういったことは計画されているのか。

小峯市民福祉部長 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言もいたしますし、それに合わせてこの条例をセットで広報しようということで考えております。職員の研修も年に3回行っておりますし、来年度は懸垂幕等も考えております。また、市民講演会も行う予定でありますのでこういった広報をしていきたいと考えております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:58)

再 開 (11:10)

高野委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(7) 議案第35号 指定管理者の指定について（在宅介護サービスセンター）

高野委員長 日程第7、議案第35号 指定管理者の指定について（在宅介護サービスセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 本会議の質疑でもあったのですが、1年のうちに施設を譲渡して民営化するという方針で指定管理期間が1年であったと、その後それができなくてまた指定管理で延長するという説明をいただいているのですが、当初は経費的な部分でも何とかやっつけていけるという説明の中で、指定管理から離れるような方針でお話をいただいていたわけなんですけど、これができなくなった大きな要因というのはどのようなことだったのかお聞かせ願いたいと思います。

中村市民福祉副部長 本会議の中でも確認をされましたが、ひまわりの施設自体が市で指定管理委託料を払うのではなくて、その事業所の中で行う介護サービスの給付金と利用者からの負担金で事業を行っているわけなんですけど、その経営については支障が無く民営化ができるというようにお答えしましたけれども、今回譲渡に至らなかったことについては、市で建物それから土地を譲り渡すことについてどのような形で行うのかということを検討する中で、こちら側の譲渡したい価格の面と、法人の方で譲り受けるところでの合意が得られなかったので、譲り受けられる体制になるまで指定管理の期間を4年間延長したいということで今回出させていただきました。

佐藤委員 そうしますと、事業自体というよりも市からの譲渡を有償ということにするために4年延ばすということでしょうか。

中村市民福祉副部長 その通りです。

佐藤委員 この施設は市が設置して、当然償却と言いますか公債で施設を整備されているということで、そういったものの返済と言いますか償還が終わっているのか、それともこの先どのくらいあるのか分かったら教えてください。

中村市民福祉副部長 今年度末で6,400万円残っております。

佐藤委員 そうすると4年後になるとこれが大体終わっているということでしょうか。

中村市民福祉副部長 はい、償還が完了する見込みです。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第35号 指定管理者の指定について（在宅介護サービスセンター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は都合により退席となりますが、退席前に議員の皆様から市長に対し何かございませんか。

関矢委員 新ごみ処理施設なんですけど、白紙になったわけですが全てが白紙になのか、新聞報道等によるとまだ二市一町で1か所を目指すという報道もありましたが、その辺についての協議はありますか。

佐藤市長 新年度に入ってからへの対応策というのはまだ考えておりませんが、報道発表した調整の中では取りあえず今の候補地ではとても無理ということで、位置については白

紙に戻す決定をして、報道発表をさせていただいたところでもあります。今後の対策については、二市一町のごみ処理計画については、事務方をこちらから1人派遣しておりますし、新年度も継続して派遣の予定であります。その予算についても今上程させていただいているところでもありますけれども、中心的な場所にしっかりと候補地が見つければこれは非常にありがたいことではありますが、いずれにしても新ごみ処理場を造るにはいろいろな条件、地震の断層の面もありますし、環境的な部分もあります、そういったことでこういった取組みをするのかは今後の二市一町の会議になって来るんだろうと思います。方向性については全く白紙の状態でありますので、位置、それから処理能力等についてもこれからの検討になって来るかと思えます。

森島委員　　今、位置は白紙ということで説明がありましたが、二市一町という広域、定住圏の問題があるわけですが、そういう場合はやはりそれも白紙なのか、これからそういったことも含めて検討されるのかその点だけお聞かせください。

佐藤市長　　新ごみ処理施設の計画については後からくつついてきた計画でありますので、それとはまた別の問題だと思っております。二市一町の取組みとごみ処理施設とは別個に考えて良いと思っております。ひとつの大きなプロジェクトとしてはその中でしっかりとやっっていこうということで意思決定させていただいておりますけれども、ただ、今こういう状況になると果たして1施設で良いのかどうかという議論もしていかななくてはいけないと思います。お互いにリスク分散をする方法もない訳じゃないと思いますので、これからそういったことも含めて検討に入るんだろうと思っております。

高野委員長　　市長から何かありませんか。

佐藤市長　　ありません。

高野委員長　　それでは市長は退席いたします。ご苦勞様でした。しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（11：19）

再　　開（11：20）

高野委員長　　休憩を解き、会議を再開します。お諮りします。日程第8、日程第9については委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して日程第10　その他を先にし、その後には日程第8及び日程第9を協議することにご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

（10）その他

・国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等について

高野委員長　　日程第10、その他を議題といたします。まず、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等についてを議題とします。資料が配付されておりますので執行部より説明を求めます。

戸田市民課長　　（資料「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」により説明）

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　少し確認させてください。資料Ⅱの減額の対象となる所得の基準についてというところを単純に読むと引き上げるということなんだから、負担が増えるのかなと思うんだけど、どうも今の説明だとそうじゃないということなんで、もう少しこの辺を私に分かるように説明いただけるようにお願いします。

戸田市民課長　例えば、5割を軽減される基準の方については、ここまでの所得の方が5割軽減の対象となりますというその所得が引き上がる。ということは、軽減される方の範囲が広がるという計算になりまして、それによって軽減される方が増えるということになります。

森山委員　はい、理解しました。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・令和2年度地方税制改正について

高野委員長　次に、令和2年地方税制改正について、執行部から資料が配布されておりますので説明を求めます。

佐藤税務課長　(資料「令和2年度地方税制改正について」により説明)

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　所有者不明土地等に係る固定資産税の課税ということで、これから市が条例等で定めるところによりということなんですけど、これは新年度にこの条例を新たに制定するのか現行の市税条例の変更等で対応可能なのかその辺をお聞かせください。

佐藤税務課長　具体的な条例のつくり方はこれから示されてくることになろうかと思いますが、今の税条例の中で固定資産税の所有者を明確にしていくひとつの方法として今まではお願いして届出を頂いておりましたけども、この条例を改正して定めることで申告義務をつくって申告をしていただくという形に変える予定になっております。

佐藤委員　航空機燃料譲与税についてですが、これは施設があるなしによって規定がされるということなんでしょうか。

佐藤税務課長　この譲与税自体が、空港がある市町村と県ということですので、この辺でいうと新潟市と新潟県ということであろうかと思えます。

佐藤委員　航空機を使用される所ということではないんですか、ヘリコプターとか。空港に限定されるわけですか。

佐藤税務課長　空港が所在しているところです。

森山委員　現に所有している者(相続人等)の申告の制度化という部分について、私もこういう問題がいっぱいあって苦労したのですが、この場合は相続登記がされるまでの間ですよ。結局所有者が死亡して誰も相続しないですとっている土地がかなりあると思うんですよ。その期間の間、相続人に対して市町村の条例で定めるところにより、必要な事項を申告させる、この相続人というのは相続放棄をしないと基本的には子供がほとんど、場合によっては何人かおられるということなんですけど、そういった場合全部の相続人に対してこの必要な事項を申告させるということなんです。それとも誰か地元にいる一人だけになるのか、これは非常に大変なのでどういう対応をしていくのかお伺いしたいん

ですけど。

佐藤税務課長 先ほども申し上げましたとおり具体的な詳細、取扱い等につきましてはこれからまた示されてこようかと思いますが、この件については実際は現在も、例えば市役所の窓口で死亡届が提出された際に、我々は地方税法の規程に基づいて課税台帳をきちんと整備しなくてはいけないきまりがありますので、窓口に来た皆さんにお願いして資産のある場合においては相続人代表者指定届というものを今までも出していただいております。ただこれは先ほど申し上げたとおり申告義務がある訳ではありませんので、お願いして出してもらっていたところなんですけど、市民の皆さんにつきしては、ほぼほぼ皆さんから協力いただいて出していただいております。実際登記が終了した時点で切り替わることになるわけですけれども、平成30年度で約370件ほどこの届出が提出されておりますので、この届出が条例に規定されることで違う様式で提出してもらおうという形になっていくのかなと考えております。

森山委員 これからそのようになり良くなると思うんですが、現実的になかなか相続されないものっていうが多分あると思うんですが、それについてどういうことになりますか。

佐藤税務課長 これも今ほど申しましたとおり、この登記がされるまでの間、そうは言っても登記が簡単にできないケースもたくさんある訳ですので、相続人代表者を指定していただくところで納税をお願いしているのが現実であります。ただ、使用者を所有者とみなす制度の拡大というのがありますが、そうしたとしても納税義務者が特定できないケースも当然発生しております。その場合は課税保留という形で残ってしまうことになりまますので、それをできるだけ少なくしていくための改正であろうかと思っております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・魚沼市プレミアム付商品券事業について

高野委員長 次に、魚沼市プレミアム付商品券事業について、執行部から資料が配布されておりますので説明を求めます。

小島福祉支援課長 (資料「魚沼市プレミアム付商品券事業について」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 今回の商品券は市が用意した分と言いますか、それぞれ非課税世帯や子育て世帯それぞれ発行数が決まっていますが、購入しなかった世帯もあるかと思うのですがその辺の率というのは出ていますか。

小島福祉支援課長 一人あたり5冊まで購入することができますが、5冊購入すると購入引換券を農協から回収するような委託をしております。そこから推定したものであります、大体77%になります。

佐藤委員 ということは、23%の方はこの商品券を買う権利があっても買わなかったということでしょうか。

小島福祉支援課長 農協から引き上げられない、個人でまだ引換券を持っている人もおります。一人あたり5冊まで買えますが、2冊しか買えていない、3冊しか買えていないという方は自分でまだ引換券を持っているということになります。この77%の数字にはこういった人たちの数字は含まれておりません。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・新ごみ処理施設について

高野委員長　次に、新ごみ処理施設についてを議題といたします。本件については、定例会初日の市長行政報告と只今も若干質疑がありましたけれども、すでに新聞等でも報道がされているものであります。行政報告で配付の資料以外新たな資料はありませんが、執行部から補足等の説明があれば発言を求めます。

小峯市民福祉部長　ありません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員　用地はこれから決めるということですのでよろしいのですが、用地が決まって工事から供用開始までは約8年程度かかるということでもよろしいでしょうか。

小峯市民福祉部長　おっしゃるとおりでございます。

星生活環境課参事　少し補足させていただきます。これまでは、働き方改革が見込まれておりませんでしたので、約8年ということでしたが働き方改革によって建設業も動きが変わってきております。その辺を見込みますと大体9年～10年になるのではないかと見込まれます。ただこれは建設の期間だけではなく、県条例のアセスを行ったりということを含めての期間になります。建設は概ね3年、試運転を半年くらいというように見込んでおります。

森島委員　今は二市一町の広域で進めていて、今後お互いの自治体の長がまたいろいろな部分で政治的な判断も含めながら話をするということですが、市単独でやった場合も、概ね今お話があったような期間ということで理解してよろしいでしょうか。

星生活環境課参事　今の話は二市一町の規模を前提にお話しさせていただきましたが、魚沼市単独となりますと、現在大和地区のごみを受け入れていますが、その辺をどうするかということにも影響しますが、魚沼市のみとした場合かなり規模が小さくなりますので、そうなってくると先ほど申しあげました県条例に規定されているアセスの期間がぐっと短くなりますし、施設自体の規模も小さくなりますので期間に関してはある程度、2年くらいの縮小は見込まれるのではないかと考えております。

森島委員　先般いただいた資料の中では、南魚沼市の施設の炉が2基あるということなのですが、1基で今稼働していて、非常に痛みが激しいということを知っております。その部分については別の自治体に持って行って処理しているとのことですが、魚沼市も今の計画の中では非常に厳しい状況になるんではないかと思うんですけど、当初の供用開始が平成37年度というように言われていたんですが、それがさらに延びるといことで、それまでの間補強をしていかななくてはならないという状態があるのかなのか、それだけ一点お伺いしたい。

井口生活環境課参事　今のエコプラントの状況ですが、おっしゃるとおり確かに平成37年からまたさらに延びるといことです。廃棄物処理法に精密機能検査というものがありまして、これを3年に1回実施しなさいということで行っております。環境省から長寿命化計画を令和2年度までに提出しなさいと、要は今まで焼却場は中身の機械は確かに過酷な条件なので痛みが早いということでも20年、25年という寿命は分かりますが、上屋については

コンクリートでできていますから、30年、40年はもつでしょうということで、中身を入れ替えて長寿命化計画を出しなさいという通達がありました。今までの過去24年分の修繕記録、これからの修繕計画、今年度の精密機能検査を踏まえて来年度、これは南魚沼市も同様ですが、長寿命化計画を策定する段階で、また大規模改修をするのかこのまま修繕計画で10年間もたせるのか検討してから長寿命化計画を出したいと考えております。

佐藤委員　今回の大和の大学の敷地なんですが、その周辺は優良農地ということ、また集落からも反対があったというのを受けて、今後選定にあたっては、これから市長も含めて方針を検討されるんだろうと思いますが、農地を転用して使うというのがなかなか難しいのかなと思います。その集落で賛成はされても、周りから反対するとだめになるとか、いろいろな問題が出てくると、おのずと山の中だとか端っこに計画を持っていかなくてはならないのではないかと心配をしているわけなんですが、今回の計画は最初は地域からの手上げという形で募集をはじめ、それがうまくいかなくて行政主導でというやり方できたという部分もあるわけで、もう一回最初まで立ち返ってやろうという考えなのか、その辺についてお聞かせください。

小峯市民福祉部長　先ほど市長がご説明申し上げたとおり、二市一町の枠組みというのは平成25年に協定を結んで協同的にごみ処理施設を整備しようという協定があって、そこから出発しているわけです。その協定については破棄されたわけではございませんので、その枠組みそのままに、二市一町で今後どのように選定するのも含めて協議して、場所の選定をしていきたいということでございます。

佐藤委員　手順をお聞きしたんですが、その辺も含めて全く白紙に戻したということでは捉えさせていただけますでしょうか。

小峯市民福祉部長　現時点では、国際大学の用地は白紙撤回ということで、次の用地というのは全く決まっていないという状態ですのでご了解いただきたいと思います。

佐藤委員　ですので、これまでやってきた位置の選定の考え方ですが、手上げでやるとか行政主導でやるとかそういった考え方も全く白紙ということで理解してよろしいですか。

小峯市民福祉部長　おっしゃるとおりです。これからの話しになると思います。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。このほか執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対し、ご意見、協議事項はありませんか。(なし) これで執行部からは退席いただきます。大変お疲れさまでした。しばらくの間休憩とします。

休　　憩 (11:57)

再　　開 (11:58)

(8) 所管事務調査について

高野委員長　休憩を解き、会議を再開します。日程第8 所管事務調査についてを議題とします。令和2年度行政視察について協議いたします。本件は2月10日開催の全員協議会で議長からも令和2年度の行政視察については、2泊3日の予算要求が認められたことから早めの視察先を調整願いたい、全員での行政視察になるので常任委員長での早めの調整を

との要請がありました。これらを受け、当委員会の行政視察先を検討させていただきたい
と思います。当委員会としての候補地を選定させていただき、総務文教および産業建設各
委員長と調整をしたいと思います。候補地について皆さんのご意見を伺いたいと思いま
すが、参考資料が配付されていますので、まずは事務局の説明を求めます。

高橋主任 (参考資料により説明)

高野委員長 候補地について、皆さんからのご意見を伺いたいと思います。しばらくの間休
憩といたします。

休 憩 (12:02)

再 開 (12:04)

高野委員長 行政視察の候補地については、各委員より3月9日までに希望候補地を事務局
へ提出していただき、提出された候補地をもって、私と副委員長で総務文教・産業建設委
員長、議長と協議をいたします。ご異議ありませんか。(異議なし)行政視察の件は以上
といたします。

(9) 閉会中の所管事務等調査について

高野委員長 日程第9、閉会中の所管事務等調査についてを議題といたします。お諮りしま
す。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思
います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事
務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。その他、皆さんから
何かありませんか。(なし)それでは、本日の会議録の調製については委員長に一任をい
ただきたいと思います。本日の市民福祉委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (12:05)